



2023年7月26日

各位

会社名 小津産業株式会社
 代表者名 代表取締役 社長執行役員 今枝 英治
 (コード番号 7487 東証プライム市場)
 問合せ先 取締役兼上席執行役員 管理本部長 三崎 剛志
 TEL. 03-3661-9400

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年7月26日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は、2023年8月29日開催予定の当社第112回定時株主総会に付議する予定であります。

記

1. 変更の理由

2023年6月1日付で執行役員制度を導入したことに伴い、取締役会の運営の柔軟性を確保するため、役付取締役の選任について、現行定款の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 第19条～第21条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役社長1名を選任するほか、必要に応じて取締役会長および取締役副会長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u> 第23条～第29条 (条文省略)	第4章 取締役および取締役会 第19条～第21条 (現行どおり) (代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役会長、取締役社長、その他取締役会で定める役付取締役を選任することができる。</u> 第23条～第29条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<新設> 第 30 条～第 46 条 （条文省略）	<u>(執行役員)</u> <u>第 30 条 取締役会はその決議によって執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u> 第 31 条～第 47 条 （現行どおり）

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023 年 8 月 29 日（予定）

定款変更の効力発生日 2023 年 8 月 29 日（予定）

以上